

小規模多機能型居宅介護事業所 材木座あじさいの家

重要事項説明書

目次

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業者の内容
 - (1)提供できるサービスの地域等
 - (2)職員の配置体制
 - (3)主な職種の勤務体制
 - (4)サービス営業日及び営業時間
 - (5)利用者
 - (6)設備の概要
 - (7)守秘義務の遵守
3. サービスの内容
 - (1)「小規模多機能型居宅介護計画」の作成・交付
 - (2)サービスの種類と内容
4. 利用料金
 - (1)介護保険の給付対象となるサービス
 - (2)介護保険の給付対象とならないサービス
5. サービス料金のお支払い方法
6. 利用の中止・変更・追加
7. 苦情の受け付けについて
8. 運営推進会議の設置
9. 協力医療機関
10. 非常火災時の対応
11. 損害賠償について
12. サービス利用にあたっての留意事項
13. 身体拘束その他の行動制限について
14. 第三者評価について

社会福祉法人 鎌倉静養館

社会福祉法人鎌倉静養館 小規模多機能型居宅介護事業所

材木座あじさいの家 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。又、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1)提供できるサービスの地域等

	内容
事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 材木座あじさいの家
指定番号	1492100142
所在地	鎌倉市材木座 2-10-12
管理者氏名	中山 美枝子（なかやま みえこ）
電話番号	0467-24-0505
FAX番号	0467-61-1741
サービス提供地域	鎌倉市指定の生活圏域

(2)職員の配置体制

職種	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1		1
介護支援専門員	小規模多機能型居宅介護計画の作成、関係機関との連絡・調整	1		1
介護職員	介護業務	注1	注1	注1
看護職員	健康管理、保健衛生管理		1	1

(3)主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	勤務時間：8:30～17:30
介護支援専門員	勤務時間：8:30～17:30
介護職員・看護職員	主な勤務時間：8:30～17:30 夜間の勤務時間：17:00～10:00 その他利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

(4)サービス営業日及び営業時間

	サービス内容	時間
営業日	年中無休	
営業時間	通いサービス	9時～17時
	宿泊サービス	17時～9時
	訪問サービス	24時間

(5)利用者

	内容
利用申し込み	住み慣れた家で暮らしを続けることを基本に、ご本人の状態や家族の状況に合わせて、鎌倉市が指定した生活圏域の方を中心に選定・登録をさせていただきます。
利用者定員	登録定員：29名
	通い定員：15名
	宿泊定員：7名(災害時等特別な場合)

(6)設備の概要

設備	設備の概要
宿泊室 6室	利用者の居室は原則個室とし、宿泊に必要な設備・備品を備えます。(和室6畳、8畳含む)
食堂・台所	利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えています。台所で利用者が一緒に調理することもできます。
居間	日中自由に使用できる居間にはソファ・椅子、机等を備えています。
浴室	浴室は利用者が使用しやすい家庭的な浴槽を設けます。
洗面所	1階の2か所の洗面所を利用できます。

注1) 介護職員配置数は、法定介護職員配置基準を満たしています。(3:1+1)

(7)守秘義務の遵守

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

また、退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

3. サービスの内容

(1)「小規模多機能型居宅介護計画」の作成・交付

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に「通いサービス」、「訪問サービス」又は「宿泊サービス」を組み合わせた介護を行います。「小規模多機能型居

宅介護計画」を作成した際は、当該計画書を利用者に交付します。

(2)サービスの種類と内容

サービスの種類	内容
通いサービス	事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
訪問サービス	利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を行います。
宿泊サービス	事業所内に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を行います。

4. 利用料金

(1)介護保険の給付対象となるサービス(通い、訪問、宿泊サービス)

・厚生労働大臣が決める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

・利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

ア 基本料金：別紙利用料金表を参照下さい。

注1：月の途中から登録した場合や、月の途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした利用料となります。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。「登録日」とは契約をした日ではなくサービス利用を開始した日を、また、「登録終了日」は利用契約を終了した日の事を指します。

2：月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により「小規模多機能型居宅介護計画」よりも利用が少なかった場合、また多かった場合であっても日割りでの減額又は増額はいたしません。

3：ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

4：ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

5：介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

イ 主な加算サービスについて：別紙利用料金表を参照下さい。

サービス区分	内容
初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間に算定できる加算です。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
認知症加算	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症状が見られるご利用者、又は周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症状がみられるご利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行なった場合に算定できる加算です。 認知症日常生活自立度により、認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)に分かれており、そのどちらかを算定できる加算です。
看護職員配置加算	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従事者の職務に従事する常勤の看護師又は准看護師を 1 名以上配置することで、算定できる加算です。看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)に分かれており、そのいずれかを算定できる加算です。
訪問体制強化加算	訪問サービスを担当する介護従業者を常勤で2名以上配置すること、小規模多機能型居宅介護事業所における述べ訪問回数が1月あたり200回以上であることで算定される加算です。
総合マネジメント体制強化加算	ご利用者の心身状況またはご家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護職員や看護職員等の他職種が協働し、小規模多機能型居宅介護計画を見直していること、ご利用者の地域における活動への参加の機会が確保されていることで算定される加算です。
サービス提供体制強化加算	全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること、ご利用者に関する情報や留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催していることの他に従業者が一定基準(※)を満たしていることで算定される加算です。 ※(Ⅰ)イ介護職員のうち、介護福祉士が 100 分の 50 以上であること。 (Ⅰ)ロ介護職員のうち、介護福祉士が 100 分の 40 以上であること。 (Ⅱ)看護・介護職員のうち、常勤職員が 100 分の 60 以上であること。 (Ⅲ)看護・介護職員のうち、勤続年数 3 年以上の者が 100 分の 30 以上であること。

・介護職員処遇改善加算:1か月あたりの総単位数に所定の加算率を乗じたもの

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(全額自己負担)

：別紙利用料金表を参照下さい

食事費用、宿泊費用、おむつ代、指定地域外送迎代、レクリエーション代、その他日常生活上必要なもので、ご利用者に負担いただくことが適当と認められるものについては、実費をご負担いただきます。また、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

5. サービス料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は1カ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により、翌月27日までにお支払いください。(請求書は翌月中旬頃に郵送いたします。)

①自動口座引き落とし(口座振替)

②銀行振り込み

銀行：	横浜銀行 鎌倉支店
口座番号：	普通口座 0436662
名義人：	特養鎌倉静養館 施設長 柏木 聡

6. 利用の中止・変更・追加

(1)小規模多機能型居宅介護サービスは、「小規模多機能型居宅介護計画」に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切な通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて提供するものです。

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、追加することができますが、この場合は原則として、実施日の前日までに申し出てください。

(2)介護保険の対象となるサービス(4.(1))については、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。但し介護保険対象外のサービス(4.(2))については利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出た場合、取消料として下記料金をいただくことがあります。ただし、ご利用者の体調不良等による正当な事由のある場合はこの限りではありません。

①利用前日までに申し出であった場合	無料
②利用前日までに申し出でなかった場合	当日の自己負担額の50%

7. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口(担当者)：中山 美枝子(管理者)

TEL 0467-24-0505

FAX 0467-61-1741

(2)行政機関その他苦情受付機関

・鎌倉市 健康福祉部 介護保険課

TEL 0467-23-3000(代表)

FAX 0467-23-7505 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)
・国民健康保険団体連合会
TEL 045-329-3447 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者の家族、地域住民の代表者、鎌倉市職員もしくは地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者、事業所職員

開催：おおむね2か月に1回以上開催します。

会議録：運営推進会議での報告、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

湘和会 湘南記念病院 鎌倉市笛田二丁目2番60号 TEL 0467-32-3456

10. 非常火災時の対応

非常火災時には別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回利用者也参加して行います。さらに、地震・津波等の防災対応についても地域自治体と連携して対応いたします。

防火管理者：滋野 朋秋

消防用設備：自動火災報知機、ガス漏れ感知機、非常用照明、誘導灯、消火器
スプリンクラー

11. 損害賠償について

サービス提供にあたり、事業者の故意又は過失によりご利用者に損害が発生したときは、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌し、減額するのが相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

12. サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

(2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

(3) 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

(4)所持金品は、自己の責任で管理してください。

13. 身体拘束その他の行動制限について

(1)介護保険法「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「身体拘束ゼロへの手引き」等に則り、ご利用者の生命または身体等を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対して、身体拘束その他の行動制限を行いません。

(2)やむを得ず、身体拘束その他の行動制限を実施する場合、そのご利用者のご家族、又は代理人に面接し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づき、詳しい説明を行います。

(3)そして同意頂いたことを示すものとして「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名及び捺印を頂くこととします。

14. 第三者評価の実施状況

(1)サービス向上のため、自らのサービスの質を評価すると共に、定期的に外部の者による評価を受けます。

(2)自己評価は管理者が中心となり、事業所内スタッフ全員で行い、事業所が自己評価を作成します。

西曆 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人鎌倉静養館 小規模多機能型居宅介護事業所 あじさいの家

説明者職名： 管理者 氏名 中山 美枝子 (印)

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

住所：

氏 名(ご利用者) : (印)代筆者：(続柄) 氏名： 印

重要事項説明書 別紙

材木座あじさいの家

・介護サービス費単位数・負担金

令和8年6月～

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
小規模多機能型居宅介護費	3450	6972	10458	15370	22359	24677	27209
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口	642	1297	1945	2859	4159	4590	5061
合計単位数(一月あたり:単位)	4092	8269	12403	18229	26518	29267	32270
一割負担金(一月あたり:円)	4,432	8,956	13,433	19,742	28,719	31,697	34,949
二割負担金(一月あたり:円)	8,864	17,911	26,865	39,484	57,438	63,393	69,897
三割負担金(一月あたり:円)	13,295	26,866	40,298	59,226	86,157	95,089	104,846

一月あたりの合計単位数×地域単価(10.83)×負担割合＝ 負担金

- ・ 初期加算 …30単位/日(入所後30日まで)
- ・ 認知症加算(Ⅲ) …760単位/月
- ・ 認知症加算(Ⅳ) …460単位/月
- ・ 総合マネジメント強化加算 …1200単位/月
- ・ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) …640単位/月

・食費

内 容	金 額	備 考
食事費用	朝 食 : 370円 昼 食 : 900円 夕 食 : 670円	昼食代におやつ代を含む

・宿泊費： 一泊 3,000円

・日常生活費